

令和6年度 第3回 鳥羽市宿泊税検討委員会

協議用配布資料

2024年12月23日

(1) 報告事項 P3～13

- ①前回の主な意見
- ②協議検討状況の報告

(2) 協議事項 P14～21

- 使途、宿泊税制の最終案(検討委員会案)について
- 宿泊税の運用、今後の検討事項

(3) 検討委員会からの提言について P22～25

(4) 今後の流れ P26～27

【報告事項】前回以降の検討状況について

① 前回の主な意見

使途について

委員からの意見	事務局回答
入湯税と宿泊税の使途のすみわけについて明確化が必要。 「観光まちづくり」と「観光振興」のしっかりした定義をしてほしい。	【観光まちづくり】 受益者負担の観点から、鳥羽市を訪れた観光客の滞在価値向上、受け入れの体制や環境の整備に寄与する取り組みに対して宿泊税を充当します。 「観光まちづくり」とは、地域の魅力づくりをハード面・ソフト面からも行い、外から人を惹きつけ、地域の魅力が高まり経済活動が活発化することです。具体的には、提言した4つの柱の事業となります。 【観光振興】 既存観光振興事業に対して入湯税を充当します。 「観光振興」とは、直接的に観光魅力を観光客に対して発信や利益付与等することです。
鳥羽市全域、隅々まで行き届く使い方を。	宿泊税は、鳥羽市を訪れる宿泊客や市内宿泊事業者に恩恵がある事業に活用していきたいと考えています。
観光客・宿泊客にダイレクトで直接的にメリットが出る形に。	宿泊税の使途の柱にもある、宿泊促進（宿泊者の満足度向上）に資する事業展開を図っていきたいと考えています。
宿泊客を増やすための魅力向上に資する使い方を。	前文と同様です。
お客様に来ていただくためのプロモーションに使用するのは反対。	プロモーションは重要な事業ですが、他の財源を活用して実施します。宿泊税を財源とした事業は、鳥羽市を訪れた観光客の滞在価値向上、受け入れの体制や環境の整備に寄与する取り組みを想定しています。

税制関連 について

委員からの意見	事務局回答
定額の場合、税率は200円でよいのか（なぜ200円なのか）。250円や300円という選択肢はないか。	定額制を導入している先行自治体の事例を参照するほか、第1回検討委員会では宿泊施設の作業負担の軽減についてご意見をいただきました。そして11月から12月にかけて実施した旅行者アンケート結果をふまえ、宿泊者にも納得感のある制度設計として定額の200円が鳥羽市に適當であると考えます。
修学旅行生や12歳未満の者に対して課税していくか。課税する場合の支援とは、どのような支援がありえるか。→修学旅行生には免除で良いのではないか。	宿泊税は、宿泊者が行政サービスを等しく受けることから、修学旅行生や12歳未満の者に関しても課税を行う予定です。修学旅行生に対しては、単なる課税免除ではなく、修学旅行生の誘致促進や満足度向上につながるような事業を実施していくよう考えています。
り災者や災害対応者、帰宅困難者には課税を免除すべきではないか。	一定の条件を満たす天災や気象条件において、宿泊税を免除する制度を設ける予定です。
免税点を設定するか否かに関わらず、いずれの場合でもその明確な理由が必要。	宿泊事業者の事務負担軽減を考慮し、定額制を提案させていただきました。宿泊行為に対する課税とするため、免税点を設けない予定です。免税点を設ける場合は、定額制による事務負担の軽減を行うにもかかわらず、事務負担が増加してしまいます。

その他

委員からの意見	事務局回答
特別奨励金2.5%を引き上げることはできないか。 その場合、どこまで可能か。	導入している先行自治体の事例を参照するほか、総務省の基準である2.5%の導入を予定しています。 基準率以上の場合は、同意を得るのに困難を要します。
見直し期間として5年が適正か。 もう少し早いサイクルにすべきではないか。	令和8年度から新たにスタートする予定である第三次鳥羽市観光基本計画（10年間計画）の計画との整合や連動を図るため、5年間としています。 なお、社会情勢等の変化により問題が生じた場合は、直ちに見直しの検討を行います。
入湯税など既存の財源が不足するからというだけでは宿泊税の導入理由として弱いので、 丁寧な説明と情報共有が必要。	宿泊税の導入は手段のひとつであり、持続可能な観光まちづくりを実現するため、どのように活用していくかが重要であると考えています。 今後は、宿泊客や宿泊事業者の皆様に対して丁寧な情報発信を行う予定です。
基金は入湯税を積み立てている観光振興基金とは別の基金を設立するか、もしくは同じ基金に繰り入れるか。	新たな基金を設けるか否かについては、今後の検討課題としています。同一基金内での運用とした場合は、残高管理を徹底します。
伊勢志摩鳥羽は一体、3市で一体となった制度を。	伊勢市、志摩市ともに鳥羽市と同様に宿泊税検討委員会を設置し、議論を行っているところですが、2市の検討状況を踏まえ、可能な限り、同制度として運用が行えるように調整を図っていきます。

【報告事項】前回以降の検討状況について
②協議検討状況の報告

協議検討状況（第2回検討委員会以降）についての報告

月日	経過
10月～11月	<u>各地域別旅館組合や観光協会での宿泊税検討状況の説明会</u> 10/22 相差旅館組合 11/5 観光協会理事会 11/21 鳥羽旅館事業協同組合理事会
11月19日	<u>新たな観光財源「宿泊税」についての検討状況報告会</u> 目的：検討状況の情報の共有・公開、意見募集のため 参加者：24名（宿泊事業者等12名、周辺自治体12名） 周知方法：宿泊施設への郵送、広報とば11/1号など 主な内容：検討経過説明、使途や税制度案について
11月22日～12月16日	<u>宿泊税導入検討に係るパブリックコメント実施</u> 目的：宿泊税の検討に際し、広く意見を把握するため 意見数：4件（意見（原文のまま）は別紙の通り） 周知方法：市HP、企画財政課及び市立図書館窓口等 回答方法：オンライン、郵送、ファックス、メール、窓口持参
11月23日～12月7日	<u>旅行者アンケート実施</u> 目的：旅行者の宿泊税の導入に対しての意向把握のため 回収数：191件 結果概要：別紙の通り

宿泊税導入検討に係るパブリックコメント 1/2

【宿泊税の導入の賛否等】

- 宿泊税で観光の活性化を図ることは賛成です。
- 人口減少により自主財源が減少する中、持続可能な観光振興に取り組むためには安定的な観光財源の確保は必須であり、宿泊税の導入には賛成。
- ご遷宮のお木曳行事が令和8年4～5月に開催予定され、全国から多くの宿泊客が期待できる。観光財源確保のためにもこの機を逃さないように計画通りの導入を。

【使途】

- 鳥羽駅周辺（特に市街側）の街並みや雰囲気は観光地とは思えない薄汚さがあるので、きれいでわくわくする街並みに生まれ変わってほしい。
- 道路も線路沿いも雑草が目立つので、宿泊税を活用してまちの美化に取り組んでほしい。
- 観光客だけでなく、鳥羽で暮らす人や通勤や通学で駅を使う人にも配慮して使ってほしい。
- 外国人観光客の受け入れ体制を整えるための支援をしてください。いつまで続くかは予測できませんが、現在の円安の状況で、訪日客にとっては宿泊税の数百円はとるにたりないものであると言えるでしょう。必然的に外国人観光客もターゲットに入れていくことが求められる中で、その体制が整わない宿にとって宿泊税を導入することがあまりメリットにならないどころか負担が増えるようでは本末転倒です。細やかな支援を求めます。
- 宿泊税は宿泊者から徴収するものであり、また宿泊事業者は地域経済をけん引していることから、宿泊者の満足度や利便性向上等の施策および鳥羽市への宿泊誘客に繋がる施策に限定した使途とすることを希望。情報発信、イベント開催などプロモーションに関わる施策は使途とせず、従来からの入湯税を原資とするなど入湯税とのすみわけは必要。
- 人口減少化社会の中で宿泊事業者の人手不足は一層深刻になり、特に料理人などの確保が厳しく10年後には従来の運営が成り立たなくなる（1泊2食付→泊食分離）可能性があり宿泊事業者の衰退になりかねない。敷いては鳥羽の衰退に繋がる。使途においては持続可能な観光地、宿泊地づくりのための人材育成や泊食分離の環境整備にも力点を置いて頂きたい

宿泊税導入検討に係るパブリックコメント 2/2

【税額】

- 宿泊事業者は人手不足の中で厳しい運用をしており、事務負担の軽いシンプルな定額制には賛成。
- この数年で原材料費が高騰しすべての物、サービス、そして人件費が上がっている中で（三重県の最低賃金もこの3年間で10%以上アップ）総務省の同意が前提となる税額200円にこだわらなくてもよいのではないか。200円は決して高い金額ではないし、乏しい金額では観光振興の財源は確保できず、観光地間競争の中で持続可能な、魅力ある観光地づくりは厳しくなるのでは。

【運用】

- 宿泊税が使途通りに使われるよう、毎年使途計画と使途実績を各々公表して透明性を高めるとともに、第3者委員会などを立ち上げ検証することは必要では。
- 制度の見直し期間は5年毎とあるが、変化の著しい社会においては期間が長いのではないか。

【情報発信】

- 宿泊税がどう使われているか、お客さんがホテルや街中で気づくような周知方法を考えてほしい。

【伊勢志摩地域の連携等】

- 伊勢志摩地域が同じ時期に同時に入れるようにしてほしい。
- 税金を志摩市よりも高額にするのはやめてほしい。
- 志摩市及び伊勢市と足並みを揃えてください。観光客が宿泊先を選択する際に、鳥羽では宿泊税がかかるけど、隣の市に行けばかからない、ということになれば鳥羽の宿を選ぶハードルが上がると思います。

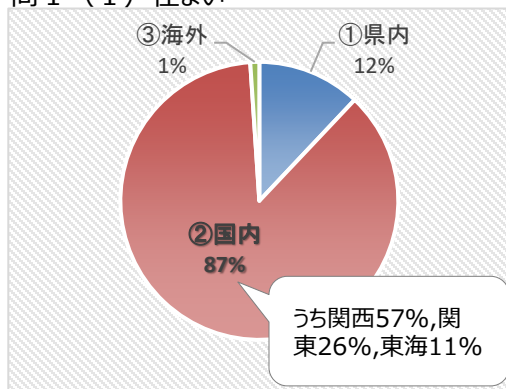
旅行者アンケート結果 1/3

①調査概要

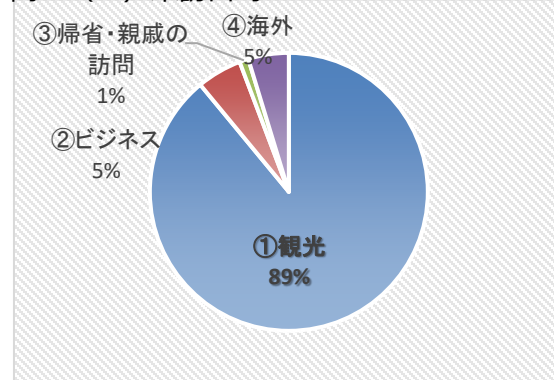
- ・実施時期：11/23(土)～12/7(土)
- ・対象者：鳥羽市内旅行者等191人
- ・実施方法：方法①11/23～12/5鳥羽市観光案内所内(近鉄鳥羽駅構内)にて案内所職員より協力依頼 16人
方法②12/6～7近鉄鳥羽駅構内にて対面調査 175人

②アンケート結果（問1 回答者属性について）

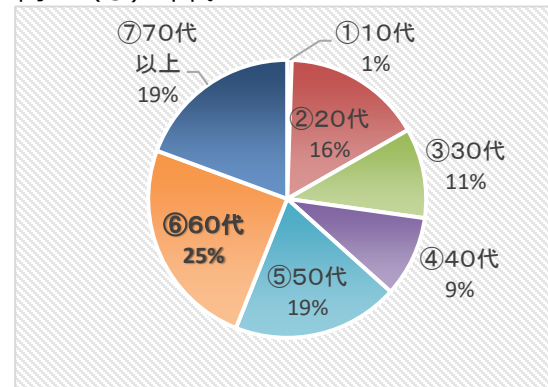
問1（1）住まい



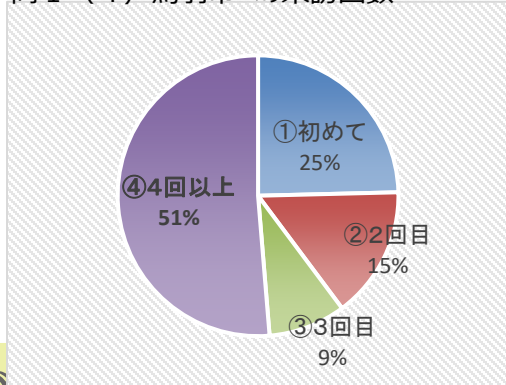
問1（2）来訪目的



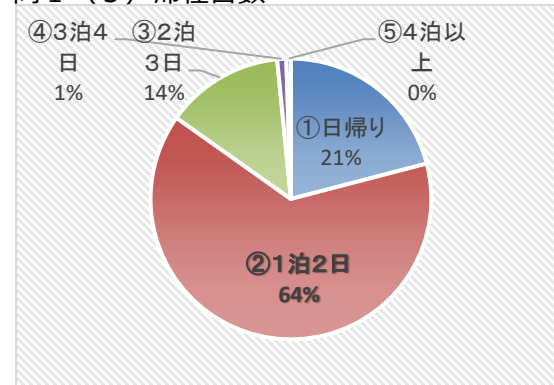
問1（3）年代



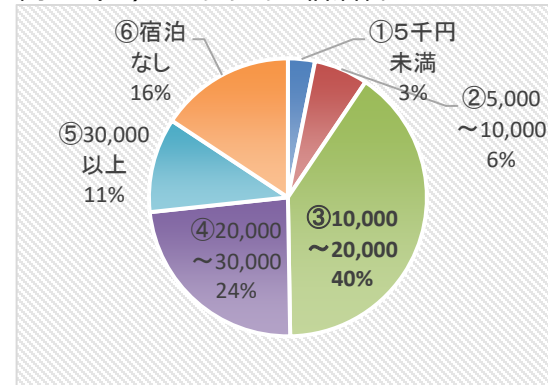
問1（4）鳥羽市への来訪回数



問1（5）滞在日数



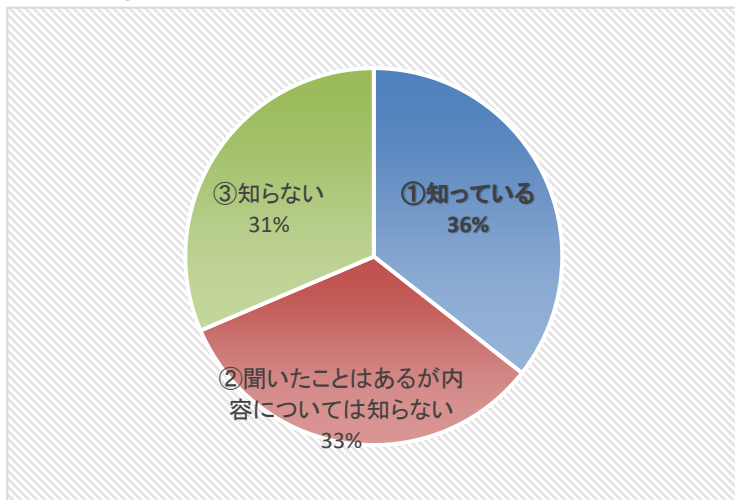
問1（6）ひとりあたりの宿泊料金



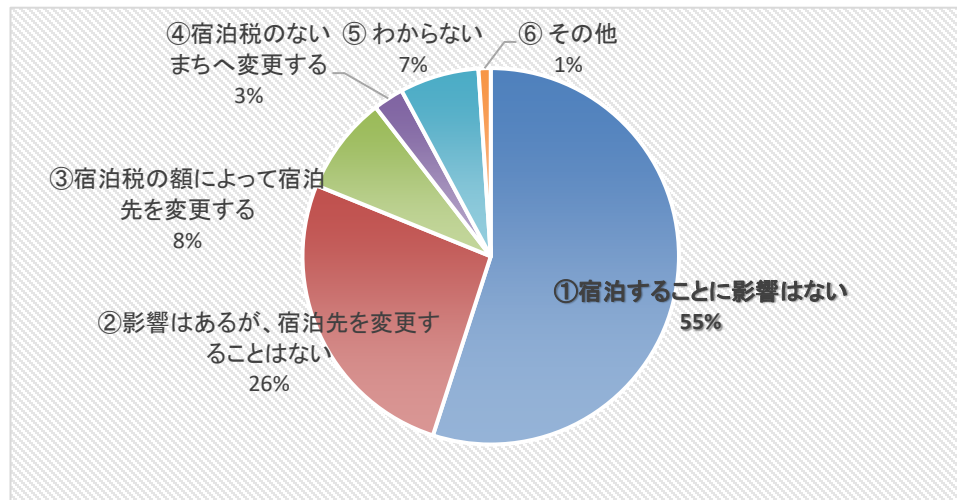
旅行者アンケート結果 2/3

②アンケート結果（問2 宿泊税について）

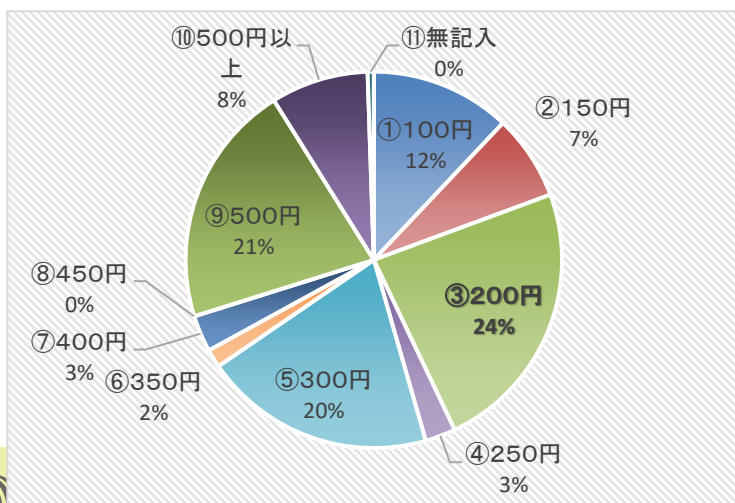
問2（1）宿泊税について知っていますか



問2（2）宿泊税を課税した場合、鳥羽市へ宿泊することをどう考えますか



問2（3）宿泊税について、支払ってもよいと思う金額の上限



・問2（1）

宿泊税の認知度については「①知っている」は36%、「②聞いたことはある、内容については知らない」が33%、「③知らない」が31%とあり、ほぼ1/3ずつに回答が分かれた

・問2（2）

最も多い回答は「①宿泊することに影響はない」が55%、次いで「②影響はあるが、宿泊先を変更することはない」が26%となり、宿泊税に理解を示す回答が82%となった

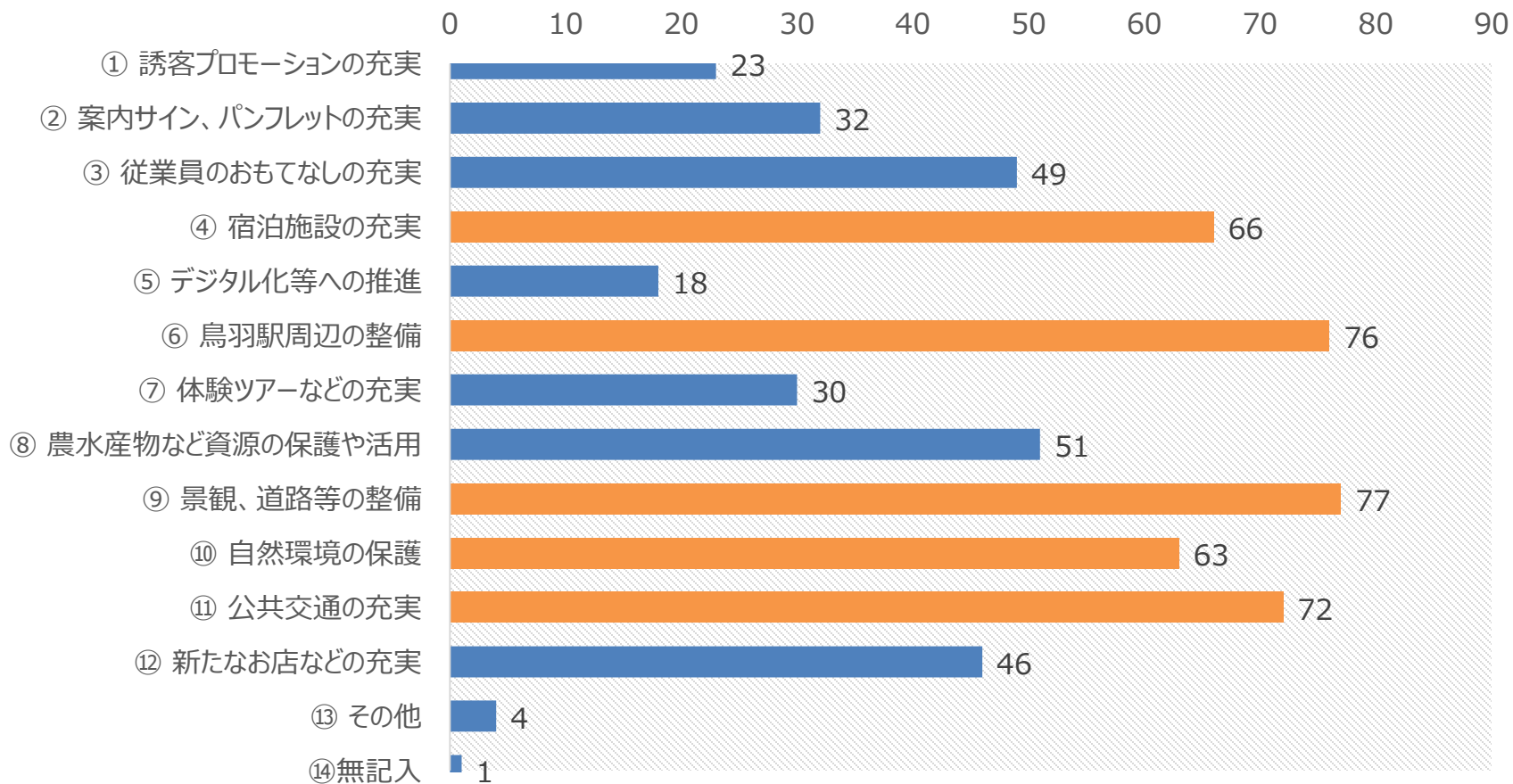
・問2（3）

最も多い回答が「③200円」で24%、次いで「⑨500円」が21%という結果になった。

旅行者アンケート結果 3/3

②アンケート結果（問2 宿泊税について）

問2（4）宿泊税の使い道としてどのような取組を期待するか、望ましいものすべてを選択（複数回答可）



回答の多かった上位5つは順に「⑨景観道路等の整備（77件）」、「⑥鳥羽駅周辺整備（76件）」、「⑪公共交通充実（72件）」、「④宿泊施設充実（66件）」、「⑩自然環境の保護（63件）」となった。

(2) 協議事項

使途、宿泊税制の最終案（検討委員会案）について

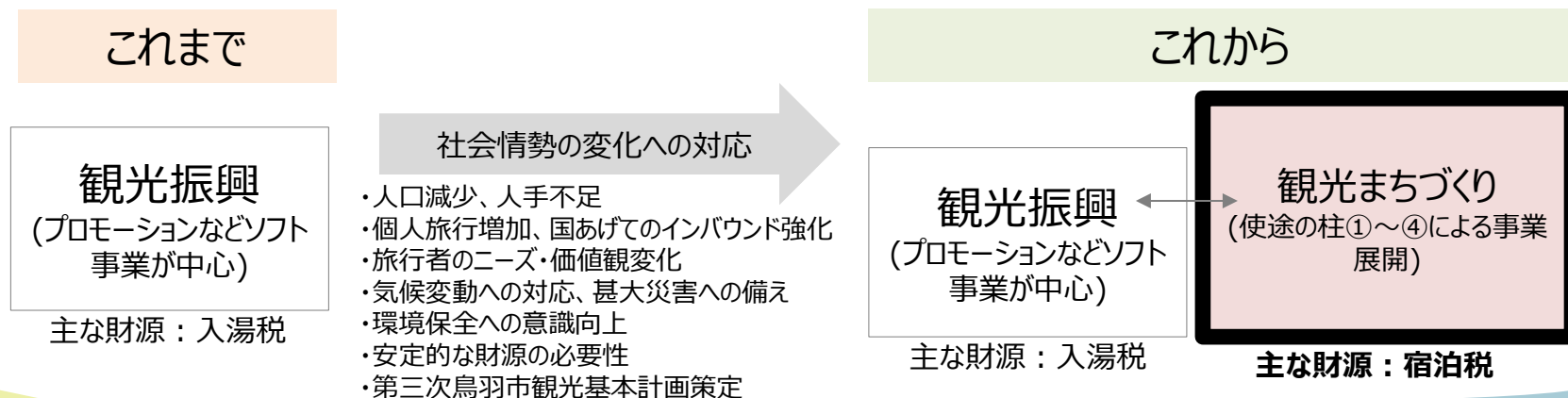
- 使途、税制の最終案について確認を行います。
- 宿泊税の導入、運用にあたっての留意事項や、運用開始後に検討いただきたい内容（提言）についても確認、協議をします。

使途案（最終）について

持続可能な観光まちづくりを目指すため、地域の魅力向上や経済の循環、地域課題解決につながる新たな事業を実施していくための財源が必要である。

以下の4つの柱に合致する事業に対し宿泊税を財源として充当する。

- ① 宿泊促進（宿泊者の満足度向上）
- ② 受け入れ体制の強化、観光インフラの整備
- ③ 伊勢志摩国立公園ならではの景観や地域資源等の保全・活用
- ④ 観光関連団体の組織強化（特に登録DMO）



使途の想定（案）

宿泊税を財源とした具体的な事業の検討の際には、現状の入湯税を財源とした既存事業との整理や相乗効果、第三次観光基本計画との整合、既存事業の延長線上の事業追加ではなく、これまでと異なる大きな予算（公共交通や工事費等、特定財源の確保も含めた検討）が必要となる見込みであることから、優先順位や重点事業などを今後、議論を継続的に行っていく必要がある。

① 宿泊促進	想定される主な事業	ポイント
	【宿泊客誘致のため事業支援】 旅館組合単位で行っている事業への支援拡大 観光施設や飲食店等との連携による長期滞在や満足度向上に関する事業への支援	既存の入湯税を財源とした事業の見直し、拡充を行い、宿泊者の誘客や満足度向上につながる事業の検討が必要
	【宿泊事業者の受入環境充実支援】 バリアフリー対応支援のほか、デジタル化など受入れ環境の充実や生産性向上に向けた取り組みへの支援	
	【教育旅行の推進】 次世代を担う若者世代の誘客促進につながる支援	
	【二次交通支援】 定期船、かもめバス及びその他二次交通の充実	
② 受け入れ体制の強化 観光インフラの整備	想定される主な事業	ポイント
	【観光まちづくりの整備】 魅力ある観光まちづくり整備に関する事業	まちづくりや公共交通、観光防災など大きな予算を伴う事業が想定される
	【観光案内整備、多言語対応体制の整備】 インバウンドに対応した観光案内やデジタル化の推進、周遊促進に関する事業	
	【雇用・労務環境改善の支援】 人材確保や職場環境向上に関する事業	
	【自然体験施設等の整備】 展望台や自然歩道等の適正な維持管理 【観光防災】 安心安全のための防災対策や災害対策事業者への支援	

使途の想定（案）

③伊勢志摩国立公園 ではの景観や地域資源等 の保全・活用	想定される主な事業	ポイント
	【良好な景観形成の推進】 次世代に継承する景観づくりのための整備と景観資源の保全活用	自然環境や地域資源が観光の魅力の基本であるため、自然や地域への好影響を与える仕組みづくりが必要
	【体験コンテンツの充実】 インバウンド対応や長期滞在及び周遊促進につながる体験コンテンツの充実や造成 【地域資源の保護】 豊かな自然資源や海洋資源の保全に関する事業	
	【新たな鳥羽ならではの商品開発】 鳥羽の地域資源を活かした商品開発の推進	
④観光関連団体組織強化	想定される主な事業	ポイント
	【DMO組織強化や事業支援】 DMOへの専門人材の活用やDMOが実施する事業への支援	使途の柱①～③をふまえ、観光関連団体だからこその強みを活かした事業の見直しと展開が必要
	【観光統計やマーケティングの充実】 精度の高い観光統計の導入やデータ活用	
	【観光関連団体組織強化や事業支援】 宿泊促進や観光客の満足度向上につながる事業への支援や市からの事業委託	
その他	想定される主な事業	ポイント
	【事務経費及び情報発信】 宿泊税の使途周知等	使途の見える化 中長期的な使途をふまえ、積み立ての検討必要
	【賦課徴収にかかる経費】 特別徴収義務者奨励金、宿泊施設システム補助等	
	【中長期的な視点で積み立て】 観光まちづくりや突発的なリスク等への対応	

税制度案（最終）について

項 目	要 件
課税客体	鳥羽市内に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収 (特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、納付)
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者
申告期限	毎月末までに、前月の初日から末日分を申告納付

項 目	要 件
税額 (税率)	定額制 1人1泊当たり200円
免税点	免税点は設けない
課税免除	課税免除は設けない
罰則規定	帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
見直し期間	原則5年ごとに見直し (社会情勢等の変化により問題が生じた場合は、直ちに見直しを検討)
特別奨励金	期限内申告・納付額の2.5%

税制のポイント

項 目	要 件	ポイント
税額 (税率)	1人1泊あたり 200円 (定額制)	市内宿泊施設は、民宿や旅館、ホテルなどの多岐にわたることから、特別徴収義務者の事務負担（食事代やサービス料金等の控除事務）を考慮し、定額制の導入を提言する。 旅行者アンケート結果においても、200円の税額回答が最も多く、宿泊者の納得も得られる税額にする。
免税点	設けない	宿泊行為に対する課税制度とするほか、特別徴収義務者の事務負担の軽減を目的に免税点は、設けない。
課税免除	設けない	修学旅行生や小学生以下の子どもについても、一定の行政サービスを等しく受けることから課税免除は、設けない。

宿泊税の運用について

(1) 基金化について

鳥羽市では入湯税収を観光振興基金として積み立て、観光振興に活用する方式を採用している。これを宿泊税にも適用し、**観光まちづくりに継続的に使える**ようにする。

(2) 自律的なガバナンス体制の構築について

宿泊税の使途決定は情報公開と透明性を保ち、観光基本計画に位置付けられた施策に使う必要がある。このため、モニタリング機関を設置し、成果指標の公表を実施していく。

(3) 運用開始後の見直しについて

宿泊税制度は環境変化対応するために、5年間のサイクルの見直しを行う。ただし、施行後問題が生じた場合は、直ちに見直しを検討する

(4) 宿泊客に対する周知、負担軽減について

鳥羽市を訪れる宿泊客に対して宿泊税の目的や税制度、使途などについて理解を頂くため、丁寧な周知を行うとともに、国外客も含めてできる限り容易な支払い方法を検討する。

今後の検討事項

（１）将来的な段階的定額制または定率制導入の検討

現在は一律定額制を導入するが、将来的には宿泊単価や物価上昇に応じて段階的定額制や定率制の導入を検討していく。

（２）ガバナンス体制、使途条例制定の検討

宿泊税の使途は長期的な取り組みが多いため、予め使途を規定し、透明性を保つために「使途条例」の制定も検討する。

（３）伊勢志摩3市の連携（税制の統一）

鳥羽市、伊勢市、志摩市の3市は旅行者にわかりやすい統一した宿泊税制度のため、連携していく。

（４）三重県の導入検討に対する考え方

三重県が宿泊税を導入する際は、旅行者に不利益がないよう配慮した制度設計にしていく。

(3) 検討委員会からの提言について

- 検討委員会から市長へ提言する内容について確認します。
- 委員会で作成するものは提言書ならびに報告書の2種類で、ここまで協議してきた事項を整理した内容で構成されています。

提言書・報告書について

- 提言書・報告書は**本委員会が作成**するもので、これまでの委員会の協議結果をまとめて、**市長へ提出**します。
- 税制、使途を含めて最終的な制度内容は、**委員会からの提言を踏まえて**、庁内の協議、関係各所との調整を行った後、**市で決定**します。
- 本日の委員会において提言書の内容の了承が得られた場合、**梅川委員長から市長に答申**を行います。

提言書（案）について

1. 宿泊税の使途について

以下の4つの柱に合致する事業へ宿泊税を充当することを提言

- ① 宿泊促進（宿泊者の満足度向上）
- ② 受け入れ体制の強化、観光インフラの整備
- ③ 伊勢志摩国立公園ならではの景観や地域資源等の保全・活用
- ④ 観光関連団体の組織強化（特に登録DMO）

2. 宿泊税の税制概要

項目	内容
課税客体	鳥羽市内に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、納付）
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日分を申告納付

項目	内容
税額（税率）	定額制、1人1泊当たり200円
免税点	設けない
課税免除	設けない
罰則規定	帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
見直し期間	原則5年ごとに見直し（社会情勢等の変化により問題が生じた場合は、直ちに見直しを検討）
特別奨励金	期限内申告・納付額の2.5%

3. その他の留意すること

- （1）使途の透明性の確保を図ること
- （2）本委員会ですした提言について、内容を精査して、使途と課税要件等を決定していくこと
- （3）導入後、効果について検証し、必要に応じて見直し等の措置を講じること
- （4）宿泊事業者においては、事務的負担及び経費負担が少しでも軽減されるように検討していくこと

報告書の目次構成（案）

1. はじめに
2. 宿泊税導入の背景と目的
 - （１）鳥羽市の現状
 - （２）新たな観光財源の必要性
 - （３）鳥羽市で宿泊税を導入する理由
3. 宿泊税の使途
 - （１）先行自治体の導入の目的（使途）
 - （２）第二次鳥羽市観光基本計画について
 - （３）宿泊税の使途設定の考え方**
 - （４）宿泊税を充当する主な取り組み（案）
4. 鳥羽市で導入する宿泊税制度の概要
 - （１）先行自治体の税制
 - （２）税制概要**
 - （３）鳥羽市で導入すべき税制を採用する理由
5. 宿泊税の運用について
 - （１）基金化について
 - （２）自律的なガバナンス体制の構築について**
 - （３）運用開始後の見直しについて**
 - （４）宿泊客に対する周知、負担軽減について**
6. 今後の検討課題
 - （１）将来的な段階的定額制または定率制導入の検討
 - （２）ガバナンス体制、使途条例制定などへの提言
 - （３）伊勢志摩3市の連携（税制の統一）
 - （４）三重県の導入検討に対する考え方

★「提言書」で取り上げている事項

参考資料

(4) 今後の流れ

宿泊税導入に向けた経過と今後の主なスケジュール

令和8年4月1日に導入を想定した場合のスケジュール

年	令和6年度						令和7年度	令和8年度
月	6～7	8～10	11	12	1～2	3	4～3	4～
内 容	6月6日～10月7日 新たな観光財源を考えるセミナー 宿泊事業者向けアンケート	8月10日～10月7日 第1回宿泊税検討委員会 第2回宿泊税検討委員会	11月11日～11月23日 11月19日～12月16日 旅行者向けアンケート パブリックコメント 検討状況報告会	12月23日 市長への提言 第3回宿泊税検討委員会 政策会議 市議会への報告	専門家からの意見聴取（制度設計） 報告書完成 システム整備支援に向けたアンケート予定 検察庁との協議	市議会にて宿泊税条例や関連予算の審議予定	特別徴収義務者登録募集 宿泊事業者への周知（説明会開催等） 総務省との協議	宿泊税条例の施行